

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	田原市 23231
地域名 (地域内農業集落名)	福江 (福江、保美、長沢、新宅、向山、古田第一、古田第三、折立、山田、高木、小中山南、小中山東、小中山中、小中山西、小中山北、中山北、中山中、中山南、中山第一、中山兼原、中山西山、亀山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1577.28 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1577.28 ha
② 田の面積	322.66 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1244.83 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	143.85 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	102.79 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	474.66 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	106.79 ha

(備考)・遊休農地面積85.9ha(うち1号遊休農地85.9ha)・⑤は田原市内で引き受ける意向のある全ての農地面積の合計・75歳以上の農業者の農地面積は推計値

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地域は耕地面積が広く、露地野菜の栽培が主体となっている。夏はスイートコーン、露地メロン、冬から春にかけてはキャベツを栽培し、近年ではスプレーギクや洋花も施設栽培されている。
中山地区(伊良湖2期地区)で県営畑地帯総合土地改良事業が完了したほか、西山・伊良湖地区(伊良湖3期地区)では県営経営体育成基盤整備事業により用排水路や農道、区画整理の整備を進めており、ほ場の大区画化による作業性の向上を目指している。今後、さらなる生産性の向上を図るため、農地の集積・集約化を推進するとともに、省力栽培技術の普及を推進していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・主力作物であるキャベツをブランド展開し、特産品として観光施設や加工場の誘致を検討する。
- ・産地PRや行政との連携により、適正価格に関する啓発活動を行い、農産物の価格安定を図る。
- ・葉草など、希少価値の高い作物の栽培を検討し、販売額の向上を目指す。
- ・非農家や農閑期の農家などが、地域内で短期就労できる仕組みを整える。
- ・施設園芸については、施設内の温度や湿度、二酸化炭素濃度などを制御する環境制御技術の導入など、栽培技術の近代化・高度化を推進し、付加価値を高めることで経営の改善・安定を図る。
- ・水田や露地野菜については、基盤整備による大区画化や老朽化した給排水施設の再整備を進め、効率的な営農と優良農地の維持を目指す。
- ・スイカやキャベツ、メロンなどの露地野菜の栽培が主体となっているが、キャベツについては収穫時期が短いため、夏季以外の長い期間に収穫が可能な作付け体系や新品種の選択、栽培面積の拡大、大型農機の導入等を推進していく。
- ・洋花やキクなどの花き栽培は、施設内のスマート農業技術を推進して高品質化するとともに、染色したカラーリングマムなど、新たな需要の掘り起こしや販売促進を進める。
- ・水田作については経営の改善・安定を図るため、ほ場の大区画化、農地の集積・集約化による作業性の向上を図るとともに、省力栽培技術の普及を推進する。
- ・担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を募り、地域全体で農地を効率的に利用する仕組みの整備を進める。
- ・機械化による農業に対応するため、必要に応じてほ場の再整備や畑地化、団地化を検討する。
- ・規模縮小の意向がある農地を、引き受け耕作する意向がある経営体へ早期にマッチングし、分散する農地の集積・集約化を推進するとともに、後継者不在の農地の継続的な利用に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を推進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	66.5	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、29箇所、平均12.8a（令和6年度時点）団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に営農類型の特性や農業者の意向を踏まえた集積・集約化を進め、遊休化を抑制する。また、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを活用した団地面積の拡大を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
遊休農地や後継者不在の農地について、農地バンクを活用しながら段階的に集積・集約を進める。その際、農地利用最適化推進委員と調整し、担い手の経営意向と所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組
農地の集団利用や大型機械導入による生産性の高い経営展開が可能となるよう、段階的な整備事業を計画する。【ほ場の大区画化】必要に応じて、地域の営農方針に合致した大きさへ再整備する。また、畑地化の促進及び水田と畑地を分けた団地化を目指す。【農道整備】荷傷み防止のための舗装、大型機械対応のための幅員確保を図る。【用排水路】老朽化施設の再整備、未整備農地への水手当検討、排水不良地の解消を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
多様な経営体や補助労働が可能な農業従事者を地域内外から募り、担い手と多様な経営体等がともにメリットを享受できるよう連携を図る。就農希望者については営農支援センターを核に、県、市及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目ない育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業受託・経営受託を活用し、耕起、代かき、田植え、収穫、脱穀及び防除作業等の効率化を図る。

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。